



残暑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

誠に勝手ながら**8/22水～8/31金**は**夏季休業**のため、事務所をお休みいたします。

重要情報

1. 国税庁 災害義援金等の取扱いFAQを公表

法人が、被災地自治体・日赤義援金口座に対して支払う義援金、被災取引先等に被災前の取引関係維持回復を目的に復旧期間中に支払う見舞金、自社製品の被災者提供は全額損金算入です。個人が支払う義援金はふるさと納税扱いです。

2. 電話加入権の解約時の除却損をお忘れなく

電話加入権は現在ほぼ無価値ですが、帳簿上の加入権は原則的に落とすことができません。しかし、ひかり回線等への変更で旧アナログ回線を休止し10年経過すると自動解約（NTT東日本）となり、除却損として落とせます。

3. 代表者の同族会社貸付は相続財産

債務超過で営業赤字を継続する同族会社に、代表者が多額の貸付けを残したまま相続が発生した場合、これを相続税の課税財産として計上するか否かで争われた裁判で、経営破綻していたとまでは言えないとして、納税者が敗訴しました。

元バックパッカー赤羽の旅断(バツ)



【ロシア：クラスノヤルスク】ビジネスで訪れることがあっても、観光ではまず訪れないだろうシベリアの一大工業都市クラスノヤルスク。72年前の今ごろ、祖父を含む日本人捕虜たちは、団地建設事業などに携わっていました。夏は緑が茂りますが、冬は氷点下40度にもなる極寒の地、食事は黒パンとジャガイモの塩スープのみ、寒さと絶え間ない空腹にあえぎながら祖父は終わりの見えない日々を生き抜きました。抑留中は、収容所と作業現場の往復ですので、帰国して町の写真を見せても満洲のような懐古の表情はなく、街を分かつエニセイ川と鉄道駅のみ記憶を辿っているようでした。ただ孫とひ孫が自分の生きた地を見に行ってくれたことを喜び、褒めてくれました。全行程を鉄道だけで4,000kmほど移動し、本当に遠い遠い所へ行ってきました。【終】

☆事務所からの連絡☆

事業承継・M&A支援業務の取扱いを始めました。お気軽にご相談ください。

9月のイベント

重要なイベントは、
特にございません。
秋の夜長を
お楽しみください。



税金マメ知識

【相続空家の譲渡所得3千万円控除の特例】過去にも何回か触れてきた本特例についておさらいです。空家政策の一環で、2016.4.1から2019.12.31までの間に相続した空家を売却した場合、譲渡所得から3千万円を差引くことができます。非常にメリットが大きいため、該当する場合は確実に適用を受けたい制度ではあります。

◎空家の条件

- ・被相続人が実際に単身居住
- ・相続から譲渡までに使用されていない
- ・母屋別棟蔵など複数からなる場合は母屋部分のみ
- ・S56.5.31以前の建築家屋
- ・譲渡までに耐震改修するか取壊して更地にする

◎譲渡の条件

- ・価額が1億円以下である
- ・相続日から3年経過日の属する年末までに実施

◎手続の条件

- ・被相続人居住用家屋等確認書（市町村）
- ・適合証明または性能評価書（リフォーム会社）

晩酌のじかん

昨年夏の旅断が終わったと思ったら、もう次の旅、バックパッカー時代の話がなかなかできませんね。今年は中米グアテマラです。陽気なラテン圏にワクワクしつつ、治安の悪さにブルブルします。コーヒー・マヤ遺跡・温泉・火山が作る美しい風景。安全第一で行ってきます。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red